

寒川町工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例（案）  
パブリックコメント実施結果

1. 募集期間 令和3年10月7日(木)～11月9日(火)
2. 資料配布場所 町役場本庁舎、産業振興課窓口、寒川町民センター、同センター分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、寒川総合図書館、健康管理センター、シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）、町ホームページ
3. 意見の提出状況等 意見提出者数 2名
4. 内訳別意見件数

意見の内容	意見数
町準則条例制定における考え方について	2
緑地面積と環境施設面積に関する基準等の案について	2
合計	4

※ 意見の詳細と町の考えについては別紙をご覧ください。

5. この「パブリックコメント実施結果」については、次の場所で掲示しています。  
町役場本庁舎、産業振興課窓口、寒川町民センター、同センター分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、寒川総合図書館、健康管理センター、シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）、町ホームページでも閲覧することができます。  
本パブリックコメントにご協力いただきまして、ありがとうございました。

お問い合わせ先：環境経済部 産業振興課 企業支援担当  
住所：寒川町宮山 165  
電話：0467-74-1111 内線 761・762 FAX：0467-74-2833  
Mail：kigyosien@town.samukawa.kanagawa.jp

## 別紙 意見の内容と町の考え

## ■ 町準則条例制定における考え方について

意見内容①	
意見	寒川町の考え方に賛成します。当工場も現在、老朽化した建築物の建て替えや市場環境変化に応じた生産施設の変更が必要です。一方、立地環境から敷地の拡張は非常に難しい状況です。 緩和条例の制定により現有敷地を柔軟に活用できることから、非常に期待をしております。
町の考え等①	
<p>本町は町域が狭いことから、ご意見にもありますように、新たな敷地の拡張などは難しく、経済環境の変化への対応や生産施設の建設、事業拡大が行いにくい立地環境があります。</p> <p>町準則条例は、緑化推進、環境保全、住環境との調和を図りつつ、区域区分の目的に応じ、既存の工場用地の土地利用が図れることが肝要と捉えており、今回の準則条例制定により敷地の有効活用が促進されるものと考えております。</p>	
条例への反映	原案のとおり

ご意見は原文のまま掲載しております。

意見内容②	
意見	敷地拡張が難しく、生産設備の増設・事業拡大が行いづらい状況にあるため、緑地面積率の緩和は弊社と致しまして非常にありがたく思います。
町の考え等②	
<p>本町は町域が狭いことから、ご意見にもありますように、新たな敷地の拡張などは難しく、経済環境の変化への対応や生産施設の建設、事業拡大が行いにくい立地環境があります。</p> <p>町準則条例は、緑化推進、環境保全、住環境との調和を図りつつ、区域区分の目的に応じ、既存の工場用地の土地利用が図れることが肝要と捉えており、今回の準則条例制定により敷地の有効活用が促進されるものと考えております。</p>	
条例への反映	原案のとおり

ご意見は原文のまま掲載しております。

■ 緑地面積と環境施設面積に関する基準等の案について

意見内容③	
意見	寒川町の基準案に賛成します。本条例の制定目的である町内産業振興と在町工場の町外転出防止に対して、最大限に寄与すると考えられる十分緩和された基準案になっていると感じております。
町の考え等③	
<p>寒川町の工場立地法の準則条例における緑地面積と環境施設面積に関する基準等については、環境保全の取り組み、周辺住民への影響等や他の規制等との整合など踏まえ設定しております。</p> <p>ご意見にもございますように、この基準等は、特定工場の立地を促進するほか、既存工場が引き続き町内で操業されるよう、現行の基準を緩和するものです。町の産業振興と既存工場の転出防止、敷地の有効活用が促進されるものと考えております。</p>	
条例への反映	原案のとおり

ご意見は原文のまま掲載しております。

意見内容④	
意見	ご提案の内容に賛同致します。
町の考え等④	
<p>寒川町の工場立地法の準則条例における緑地面積と環境施設面積に関する基準等については、環境保全の取り組み、周辺住民への影響等や他の規制等との整合など踏まえ設定しており、特定工場の立地を促進するほか、既存工場が引き続き町内で操業されるよう、現行の基準を緩和するものです。町の産業振興と既存工場の転出防止、敷地の有効活用が促進されるものと考えております。</p>	
条例への反映	原案のとおり

ご意見は原文のまま掲載しております。